

○財務省告示第二百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年七月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百九十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九年法律並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条、第十二年法律第三十四号）第七

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

競争入札と同時に行われる入札

五

募方

入
法
決
定
の

各
申
込
み
の
う
ち
各
募
額
を
順
次
割
り

も
の
か
ら
そ
の
応
募
額
を
順
次
割
り

当
て
る
。
各
募
額
を
順
次
割
り

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応

募
限
度
額
の
範
圍
内
に
お
い
て
各
申

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

六

イ
発

入
札
発
行
争
行
入
札
発
行
争
額

億
四
千
萬
円
で
一
兆
八
千
八
百
三
十
二

う
ち
特
別
計
に
関
する
法
律
第

四
十
六
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き

発
行
し
た
割
引
短
期
国
債
に
つ
い
て

は
、
額
面
金
額
で
一
兆
五
千
八
百
三

十
三
億
円
、
財
政
法
第
七
条
第
一
項
、

財
政
融
資
資
金
法
第
九
条
第
一
項
並

び
に
特
別
計
に
関
する
法
律
第
八

十
三
条
第
一
項
、
第
九
十
四
条
第
二

項
、
第
九
十
五
条
第
二

第
一
項
、
第
十
六
条
第
一
項
及
び

第
百
三
十
七
条
第
一
項
の
規
定
に
基

づ
き
発
行
し
た
政
府
短
期
証
券
に
つ

い
て
は
、
額
面
金
額
で
二
千
九
百
九

十
九
億
四
千
萬
円

の
面
金
額
で
二
千
九
百
九

十
九
億
四
千
萬
円

の
面
金
額
で
二
千
九
百
九

十
九
億
四
千
萬
円

の
面
金
額
で
二
千
九
百
九

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口	イ	口							
償還期限	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発	入札発	価格競争	入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発				
ただし、十年七月二十日				六厘	額面金額	四厘以上	額面金額	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金額	振替法の規定による振替口座簿	五万円	万二千七百一億八千三百三十七	四千万二千六百八十四億二千九百	一兆八千八百五十四億二千九百	面金額で四千六百六十七億円	た割引短期国債については、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
九 か 通 百 払 き
年 から 知 円 に は
七 通 づ き 〃 そ
月 知 を つ き の
二 受 け 百 〃 翌
十 け た 円 営
日 者 業
日 者 日